

宅地造成開発を支援します！

【1区画あたり限度額 100万円をサポート】

山都町では、移住・定住の促進、人口流出の抑制につながる住宅建設地の確保を目的として、山都町民間分譲宅地開発支援補助金交付要綱及び山都町開発行為設計基準を遵守して宅地造成開発を行う事業者に対して、予算の範囲内で支援します。

補助額

宅地開発に係る経費（土地造成費、水道整備費、道路整備費）の2分の1、千円未満の端数切捨て（限度額 100万円）

2区画以上の開発で

100万円／区画

※上記は1区画あたりの限度額です

区画数による上限額はありません！！

▶例えば5区画の場合・・・100万円×5区画＝500万円補助

主な条件

- ・山都町民間分譲宅地開発支援補助金交付要綱及び山都町開発行為設計基準を遵守していること
- ・宅地開発に当たり必要な法令等を遵守するとともに、定めのある手続きを経ていること
- ・宅地1区画あたりの面積が200㎡以上であること
- ・開発区域内の道路幅員は4m以上であること
- ・開発区域内の道路は開発区域外の道路に接続していること など

※条件等の詳しい内容等はお問い合わせください

※補助金の交付申請をする者が、宅地造成支援事業計画書を提出する前に、事前相談が必要です！

【問合せ先】

山都町役場 まちづくり課 移住定住係

TEL：0967-72-1158 FAX：0967-72-1080

E-mail：yamatokurashi@town.kumamoto-yamato.lg.jp